

社会福祉法人都市社会福祉協議会 令和2年度第3回理事会 議事録

招集通知年月日 令和2年10月2日(金)
 開催日時 令和2年11月6日(金) 9時55分～10時40分
 開催場所 都市総合社会福祉センター2階研修室
 出席した役員 理事8名(理事定数6名以上10名以内)
 黒木千晶、米吉春美、柿木原康雄、宮城博範、猪ヶ倉タエ子
 朝倉脩二、島津久友、杉元智子
 監事2名(監事定数2名以上3名以内)
 高野眞、坊野国治
 欠席した役員 理事2名、監事1名
 石田操、村吉昭一、柿木一範
 説明のため出席した職員 事務局12名
 中村健児、大田勝信、児玉誠、櫻田賢治、田村真一郎、森山慎悟
 上野誠、又木勝人、黒原清美、星村太一、鷺崎さとみ、永田晃作
 招集者出席の有無 会長 島津久友 出席
議事の結果

定刻前に出席予定の役員が全員揃ったことから、事務局大田勝信が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、朝倉脩二理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、高野眞監事、坊野国治監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第5号	職務執行状況報告について	承認
報告第6号 専決第3号 専決第4号	専決処分した事件の報告について ・社会福祉法人都市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について ・令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第5号)について	承認
議案第9号	社会福祉法人都市社会福祉協議会副会長の選任について	可決
議案第10号	社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款の制定について	可決
議案第11号	諸規程の改正について ・社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員等選出規程の一部を改正する規程の制定について(別紙1) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について(別紙2) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会育児・介護休業規程の一部を改正する規程の制定について(別紙3) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について(別紙4)	可決
議案第12号	令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第6号)について	可決
議案第13号	社会福祉法人都市社会福祉協議会令和2年度第2回評議員会の開催について	可決

終了時刻 10時40分

議 事 の 経 過

朝倉脩二議長「それではさっそく議事に入らせていただきます。まず、報告第5号職務執行状況報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

島津久友会長「職務執行状況報告につきましては、社会福祉法第45条の16第3項及び定款第21条第5項の規定に基づいて、会長及び常務理事が報告するということになっております。まずは会長の職務執行状況について私の方からご報告いたします。資料3ページ別紙1をご覧ください。前回理事会の時にもご報告を申し上げておりますので、今回はそれ以降令和2年8月25日から昨日令和2年11月5日までの職務執行についてご報告させていただきます。」（以下、資料に基づいて説明）

杉元智子常務理事「続きまして、業務執行理事としまして私の方からご報告を申し上げます。当日差替え資料4ページ別紙2をご覧ください。報告の期間については会長と同じになります。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ここで質疑を受けたいと思います。何かご質問がある方はいらっしゃいますか。」

高野眞監事「退職者が出ているということですが、現場の職員体制に欠員等の問題は生じていないのでしょうか。」

事務局中村健児「対象の退職者につきましては、常勤嘱託の保育士でありましたが、早急に人員の補填が必要な状況ではなく、次年度に向けて保育士等の採用試験を執り行っておりますので、今のところ人的には欠員ということではありません。」

議長「よろしいでしょうか。その他にご質問がなければ報告第5号についてはご了承をいただけたものといたします。」

議長「続きまして、報告第6号専決処分した事件の報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「それでは、ここから先は私中村がご説明をさせていただきます。報告第6号は2件の専決処分した事件の報告になります。まず、7ページ専決第3号は社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款第28条の規定に基づき、給与規程の一部を改正する規程の制定につきまして、専決処分したものであります。（以下、資料に基づいて説明）

事務局中村健児「続きまして、専決第4号になりますが、議案書10ページからになります。令和2年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第5号）となっております。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいまの報告第6号について、ご質問はありませんでしょうか。」

議長「特にないようですので報告第6号はご承認をいただけたものとして扱わせていただいでよろしいでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「続きまして、議案第9号社会福祉法人都城市社会福祉協議会副会長の選任について、事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「それでは、議案第9号についてご説明を申し上げます。議案書16ページをご覧ください。議案第9号社会福祉法人都城市社会福祉協議会副会長の選任については、定款第19条第2項の規定により、理事会の議決を求めるものでございます。副会長の選任につきましては理事会の決議によって理事の中から選定することになっております。皆様にかが取り計らえばよいか、お伺いしたいと思います。」

“事務局一任”との声あり、

事務局中村健児「事務局一任との声が挙がりましたが、事務局案についてご提案申し上げたいと思います。従前、当協議会の副会長は都城市民生委員・児童委員協議会会長及び都城市自

治公民館連絡協議会会長にお願いをしてきた経緯があります。従いまして都城市自治公民館連絡協議会会長のお立場で理事にご就任いただいております柿木原康雄理事を推薦申し上げます。柿木原康雄理事は令和2年6月17日開催の評議員会で選任されておりますので、その日に遡って副会長就任ということでお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。」

議長「説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。」

議長「質問がないようですので採決を行います。議案第9号社会福祉法人都城市社会福祉協議会副会長の選任につきまして原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第9号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第10号社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款の制定について、事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案書17ページになります。議案第10号社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款の制定について、定款細則第15条第1項第10号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑を行いたいと思います。」

議長「ご質問はありませんでしょうか。それでは質問はないようですので、採決を行います。議案第10号社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款の制定について、原案の通り承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第11号諸規程の改正について、事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案書19ページからになります。議案第11号社会福祉法人都城市社会福祉協議会の業務の運営に関する諸規程を改正することについて、定款細則第15条第1項第10号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。では、質疑を行いたいと思います。質問がある方はいらっしゃいませんか。」

議長「では、質問がないようですので、採決を行います。議案第11号諸規程の改正について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして議案第11号諸規程の改正については原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第12号令和2年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第6号）について、事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案書25ページからになります。議案第12号令和2年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第6号）について、定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第12号令和2年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第6号）について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして議案第12号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第13号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和2年度第2回評議

員会の開催について、事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案書31ページをご覧ください。議案第13号社会福祉法人都市社会福祉協議会令和2年度第2回評議員会の開催について、定款第14条第1項及び定款細則第5条第1項の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第13号社会福祉法人都市社会福祉協議会令和2年度第2回評議員会の開催について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして議案第13号は原案のとおり可決されました。」

議長「以上をもって議案の方はすべて終了しましたが、ご出席の皆様から何かありませんでしょうか。」

高野眞監事「コロナ禍の中で社会福祉協議会全体の事業推進について、遅滞している点や課題が残る点などがあれば簡単に教えていただきたい。」

事務局櫻田賢治「各地区社会福祉協議会の事業については、コロナ禍で自粛を余儀なくされております。9月以降は各地区の役員会等を再開して、研修会や介護者の集いなど規模を縮小したり、時間を制限したうえで徐々に開催してきております。しかし、先日、都市でも感染者が確認されたことで今後の活動については役員会での協議になります。都市社会福祉協議会全体としての地域福祉に関する事業については、徐々に分散型で開催していますが、大きな事業や行事等については今年度は自粛になります。」

高野眞監事「こういう事情ですから非常によくわかります。こういう状況の中、閉じこもっているお年寄りなどが結構いらっしゃるのではないかと。となれば、地域の方がそういった方とどう関わっていけるか。例えば個別的なボランティア活動など、各地域から何か情報は入っていませんか。」

事務局櫻田賢治「おっしゃる通りで、敬老会の中止やこけないからだづくり講座、高齢者のいきいきサロンなども自粛になっています。高齢者の見守り等が出来ない状況であり、そういった高齢者の支援の在り方が必要ではないか、という議論はあります。集まる形に限らず、手紙で発信していくことなどを考えながら取り組んでいるものもあります。民生委員の方々にもこういう状況下ではありますが、気をかけながら見守り訪問活動をやっていただいています。今のところ地区全体ではなく個別的に民生委員の方々やボランティアさんを中心に見守り訪問活動を少しずつ取り組んでいる状況ではあります。」

議長「その他に皆様から何かありませんでしょうか。」

議長「ないようですので、これで協議については終了とし、私議長の役目は退任させていただきます。ありがとうございました。」

事務局大田勝信「それでは以上をもちまして令和2年度第3回理事会を閉会したいと思います。皆様ご協力をありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和2年 11月 日

会長 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印